

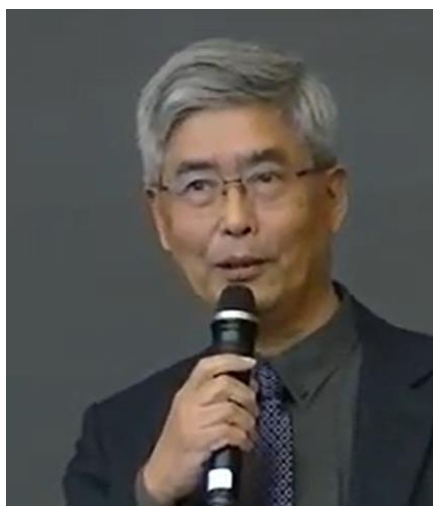
# あの判決から 6 年・・・

▶2014 年 5 月 21 日午後 3 時 福井地方裁判所第 1 号法廷◀

**主文、被告は・・・大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を**

**運転してはならない！**

たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字がでるとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である！



## 樋口英明さん講演会

(元福井地裁裁判長)

とき:2020年5月16日(土)14時～

ところ:福井県国際交流会館

# 原発訴訟と裁判官の責任(仮題)

◆問い合わせは:「裁判の会」事務局◆

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで